

## 第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別表 1 に掲げる 24 文書について、別表 1 に掲げる「決定内容」のとおり決定したことは、妥当である。

## 第 2 審査請求に至る経過

### 1 開示の請求

審査請求人は、平成 20 年 6 月 6 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、別表 1 に掲げる「請求内容」について、開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、別表 1 に掲げる「対象文書」を特定の上、条例の各条項に基づき、別表 1 に掲げる「決定内容」のとおり決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 20 年 6 月 16 日付けで審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 20 年 6 月 24 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

## 第 3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

### 2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

ア 二人の警察官は、4 月 10 日当日に、真面目に交通安全に向けて交通違反者がいないかどうかの巡回されていたはず。その日の「仕事の実績」を上げるためには勤務に忠実であればあるほど、その日の上司の訓示があったり、交通安全週間など、特に厳しく取り締まる日などで命令・指示があれば、理由によってはその日気持ちの状態も違うはず。また、その日の勤務成績によっては、だれかを反則切符を切らなくてはならない、ということもありうる。たまたまその日（反則切符を切れた）に、私が、その場所において一時停止違反とみられ、厳しく取締りを受け、肝心な交通安全指導さえ受けずに、罰則金だけを科せられたという状況も考えられる。

私としては、一定の基準・規則に沿い、一時停止違反と判断されたのなら、納得もできるが、お二人の判断がすべてなのである。当方が、いくら「違反をしていない」と強調しても、二人は聞く耳を持たれない。具体的な資料、規定にもとづく説明等があれば、仕事のノルマだけではなく、真

に交通安全な社会をつくることをめざすとの使命を感じることができる。

「保護される利益を損なう」というのは、具体的に解りにくい。私の損害に至る経過、基準、指導、情報など、私の「知る権利」との兼ね合いはどのようなのだろうか。

イ 「交通違反者」から罰則金を科す行為は、言わば税金と同じように公的運用資金である。その会計を「作成または取得していないから」という事由では済まされない。公的資金の透明性・公開性を図ることが、「違反者」への義務であり、公務員としての責務である。

訓示等の任務における記録は取るべきだ。例えば学校での会議録は求められれば、公開をしている。「開かれた警察」にするためにも、説明責任と情報の公開を求める。

ウ 「交通取締まり」は、法に則り、規則、違反基準、罰則規程、処分内容、不服申立ての手続き等を実施しているはずだ。「犯罪の予防、捜査等の公共安全と秩序の維持」を図るためにも、情報の公開による周知徹底が必要といえる。一時停止違反については、「何秒間止まるのか、停止線の前後どの位置がよいのか、柔軟な対応はできないものか、指導の徹底で安全を図れないものか」などの情報を知りたいし、それによって透明性が増し、警察への信頼も少しは取り戻せる。

エ 私に対する罰則だから、具体的な事実の確認無しでは納得できない。

(2) 審査請求人が、口頭による意見陳述時の資料として提出した「平成 23 年 2 月 22 日付け行政文書部分開示決定等に係る審査請求のための意見陳述書」で補足された内容は、概ね次のとおりである。

ア 私は、一時停止違反への罰則規定に一定の基準と公平な規定とがあれば、例えば、同じ場所で同じ違反にもかかわらず、ある人には罰則があり、ある人には罰則がない、そして、ある警察官は罰則を科し、ある警察官は罰則を科さない、さらに、同じ警察官でもその日の気分次第、置かれた条件などによっては罰則を科す、科さないなど、人間がやることだから必ずバラツキが生まれると考えています。後に、自分は科せられたがある人は科せられないなど、話の種になり、法の下に不平等に扱われたことが分かれば、警察に対する不満、不信が鬱積し、道路交通法の目的に合わないのではとの懸念を持つのです。よって、明確な基準、規定を示すべきです。

(例えば、具体的に一時停止線前後何 cm で何秒停止したなど、また、よく確認し車が来ていなければ事故の確率は低いので、規定に雁字搦めにされなくてもよいとし柔軟に対応するなど)

「反則切符・交通切符・点数切符作成の手引」の右半分を「公開すれば・・・」以下の説明は納得しかねます。なぜなら、①上記のような、バラツキも無く一定の基準と公平な規定のもとに、納得のできる検挙をしてほしいこと、②検挙される理由がはっきりし、誰にでも公平、公正であれば、よい方向に広く一般に知られることとなり、不満、不信の鬱積はやわらぎ、検挙率も減少することになるのでは、最も、この減少を目指さないなら別だが・・・と思うこともあること、③交通違反を取り締まるだけを目的にせず道路交通法の目的に資すことで、警察官の親切で適切・丁寧な交通指導（一時停止違反は指導を重きにおいては）があれば、一般は「・・・誤った認識や・・・容認しているという誤解・・・」など持つは

ずも無く、「違法または不当な行為が容易となり・・・」得るはずない、との一般を信じることから始めれば、警察官への信頼も厚くなるのではと考えられること、などの理由があるからです。よって、全部開示を求めます。

イ 私は、該当場所で、当警察官が現認したことで、その結果として反則切符を切られることになった訳で、その時のその場で、私は私の落ち度を知ること、次には、その落ち度を繰り返さないことを学習していくことになる。その警察官は、何ら適正な指導も落ち度を正すアドバイスも無く、ただ反則切符を切ることに専念しており、当の私は「同じ過ちは繰り返さない」と思うよりも、ただ「なぜ、反則切符を切られるのか」の疑問、疑心が強くなっていったのも事実です。やはり優先されるべきは「なぜ、一時停止違反になったのか」の疑問、疑心を解くための、求められれば、警察官だから説明責任と法的根拠の明示があつてしかるべきではないでしょうか。ちなみに、その場の一時停止線は、当パトカーの方角からは現認できないのです。条例にもあるが「国民主権の理念にのっとり」憲法の規定にある「個人の知る権利」を保障し、納得できる情報の提示を求めます。よって、開示を求めます。

ウ 私は、その時、その場で一時停止違反として現認され、パトカー内で反則切符を切られたことに疑問、疑心をもち、当警察官にいろいろと質問したが、納得ができなかったので、例えば、「法的根拠を示してほしい」との要望を出したのです。それにもかかわらず、当警察官は、「私らは切符を切るだけ・・・」との旨の発言があっただけで、説明責任も情報の提供もない状態で、言葉はやさしくても一方的、高圧的、権威的であったことには変わらない。ここに「図書館等にある・・・」とするだけでなく、その時、その場において警察官として法制度の知識と資料とを持ち合わせることで、親切で適切、丁寧な交通指導にチカラを入れ説明責任を果たされたらどうでしょうか。その後の対応にも、納得できる情報公開が必要だと思えます。

エ 例えば、学校関係では、朝の会議でも記録をし、たまたま遅れた教職員は、それを見れば、朝の会議の報告、連絡事項等が判るようになっているはずです。そのように、公的勤務時間内の会議等では公的記録を残すべきではないでしょうか。警察官の公的任務によって、私は反則切符を切られたのだから、せめて公的な責任は果たされるべきだと思えます。記録しない、記録がないのも問題です。

オ 私は、例えば、交通安全週間の期間中なら、上司が各警察官に対して交通取締りにハッパをかけるであろうとの想定をしながら、年間の計画の中で、それぞれの交通安全取締り期間中、あるいは平素でも目標を掲げるであろうから、それを数値的、具体的に、期間内に何件かの検挙のノルマをかかげ、反則金等に計ることができるのではないか、それを見積りとしていくのです。よって、開示を求めます。

カ 私は、上記オと同様に、当日の目標値が設定されることで、当警察官は検挙率を挙げようとの意識が働き、普段なら検挙しない場合、場所でも、鵜の目鷹の目でパトロールをしていたとするなら、特別に、その日、その場での検挙があつたとも考えられる。それは、当警察官のその日の置かれ

た精神的、肉体的な状態や、勤務条件・勤務実態など、そして生活条件、生活状態などで検挙の割合が左右されるのではないかと、要するに個人の置かれたその日の事情があるのではないのでしょうか。そうならないための明確な基準、規定の存在と親切で適切、丁寧な交通指導が必要なのではないのでしょうか。よって「二人のノルマが分かる、その日の事情の分かる文書・通達等」の開示を求めます。

キ 私は、「県内の月別及び年度別の総額に関する文書」は、各市町村の報告によって総額を集計するものであるから、各市町村の報告のもとがあるのではないかと、また反則金は「・・・総務大臣が・・・都道府県や市町村に交付し・・・」その反則金で「信号機、道路標識、横断歩道橋・・・等」「・・・設置及び管理に要する費用として使用されている」なら、何に使用したか、どのくらいの費用がかかったか、などの会計報告書の作成をするのは、常識ではないのでしょうかと考えます。よって、文書の開示を求めます。

ク 私は、「・・・毎月、納付された金額を警察庁を經由して内閣府へ報告する」なら、その総額と配分方法及び配分額は、警察庁か内閣府が作成しているであろうから、文書は存在するのではないのでしょうかと考えます。よって開示を求めます。

ケ 私は、警察官も人間なら、上記カのように「その日の置かれた状況、状態、事情等」があり、また「・・・交通取締りに関する訓令、通達等の規定で、交通違反者の弁明・・・指導に止めるような規定した文書はない」「・・・不服申立てをする段取りを示す文書もない」としたとしても、条例では「国民主権の理念にのっと」ろうとするなら、さらに憲法の「知る権利を」保障しようとするなら、できるだけ親切で適切、丁寧な説明責任を果たし、できるだけ情報の公開をすべきだと考えます。逆に「・・・指導に止めてはいけない」「・・・段取りを示してはいけない」との規定があるなら、その文書の開示を求めます。

コ 私は、各警察署が「マニュアルは作成していない」で交通違反者を摘発することとなると、各警察官がてんでんばらばら、かつてきまま、おもいがまま、やるがままに、個人プレーをすることになるおそれがあり、摘発された者は、とぼっちりを食い、警察官によって対応が違ふとなると、まるっきり損した気分、不快で怒り心頭に達するのです。憲法の規定に沿い、条例の国民主権にのっとり情報の公開を進め、道路交通法を遵守すべき立場でもあることの自覚を促す「マニュアルの作成」を求めます。

サ 私は、一時停止違反の反則金が、なぜ 7,000 円なのか、その内訳は何か、どのような経緯で 7,000 円になったのか、他の諸料金との比較やデノミの状況などを勘案した数値かどうか、7,000 円が適切、妥当な数値なのかどうかの情報提供を求めます。

シ 私は、上記の反則金が、適切、妥当な処理をしているかどうか、なぜ、そのように処理をしたのか、などの数値の公開を求めます。また、その内訳はどうかの情報提供を求めます。

ス 私は、例えば、4月10日分の一日分の集計をすることの積み重ねがあり、4月分の1ヵ月分の集計ができ、そして一年分の集計もできる、そのもとの資料がない限りは集計できないとした常識的な考えをもっています。そ

の件数が不存在となると、紛失したか、廃棄処分したか、焼却したか、あるいは・・・いろいろと脳裏を駆け巡る。よって、開示を求めます。

セ 私は、反則金が、広島県にも廿日市市にも配分されているから、どこかが処理をしているとの常識に基づいて考えています。広島県警察署ではどうでしょうか、廿日市警察署ではどうでしょうか、それぞれの交通安全協会ではどうでしょうか。情報の公開を求めます。

ソ 私は、現在の交通取締りの中での交通反則金制度に対して、不信、不満、疑問、疑心などが渦巻いています。私が、なぜ一時停止違反なのかも、当の警察官からの説明もなく、どのような法的根拠があるのかも提示されないままの、反則金切符を切られてしまうだけの処理のあり方、交通指導の杜撰さなど、これでは警察組織に対する信頼は薄らぎ、むしろ不満、不信が増幅し、無法な取締りをしているとの疑心さえ持つに至らしめているのではないのでしょうか、増してや上記の全ての事項も情報公開も無く不透明で、不適切かつ不平等で不公正であると断ぜざるを得ません。さらに、一部の警察官ではあるが、さまざまな事件を引き起こすことがあり、血税を納めている者としても、度し難く許し難い状態に落とし込まれています。よって、内部からの自浄作用を期待しつつ、それを促す外部からの厳しい監視、監査等のできる第三者機関によるなど、反則金制度の変革を求めます。そのための情報公開条例であってほしいと、切願致します。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明している内容を総合すると、本件処分を行った理由などについては、次のとおりである。

##### 1 一時停止違反成立の基準・規定【部分開示、広交指第904号】

一時停止違反の基準や規定を示した文書としては、「反則切符・交通切符・点数切符作成の手引き」が存在する。

同手引きには、左半分（105頁）に、反則事項の種類、罰条、車種別の反則金額、違反行為に付する基礎点数が、また、右半分（106頁）に、交通違反を検挙後、当該違反行為を現認・認知した警察官が警察署長等宛に作成する司法書類（道路交通法違反現認・認知報告書）に記載すべき事項及び交通取締りの基準となる事項や具体的な事務の内容などが記載されている。右半分（106頁）に関する情報を公にすれば、どのような場合に道路交通法違反として検挙され、あるいはされないか広く一般に知られることとなるとともに、交通取締りの基準の範囲内であれば違法でないとの誤った認識や警察が交通違反を容認しているという誤解を招くおそれがあり、このことが交通違反を助長する結果につながり、交通の安全と円滑に対する障害が増大するおそれがあるとともに、交通取締りから逃れるための対抗手段を講じるための内容にもなり得ることから公共の安全と秩序の維持及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。また、交通取締りは警察法（昭和29年法律第162号）第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）等を根拠として、道路交通法第1条の目的を達成するために行うものであり、この情報を公にすれば、違法又は不当な行為が容易となり交通取締り業務に支障を及ぼすことになる。

以上のことから、条例第10条第4号に定める犯罪の予防・捜査等情報及び同条第6号に定める行政執行情報に該当するものと判断し、部分開示決定とした。

**2 一時停止違反の具体的な該当場所（廿日市市阿品2丁目—26・マリナプローバ）での具体的違反事項など（違反場所で警察官が現認した状況で違反が成立する疎明資料（現認報告書））【条例適用外，広交指第906号】**

道路交通法違反現認・認知報告書（現認報告書）は，交通違反を検挙後，当該違反行為を現認した警察官が警察署長宛に作成する司法書類で，刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当し，条例第17条第3項により，この条例の規定が適用されないため条例適用外決定（不開示）とした。

**3 一時停止違反を摘発する法的根拠【条例適用外，広交指第906号】**

一時停止違反を取締まる法的根拠としては，警察の責務を規定した警察法第2条第1項及び指定場所における一時停止を規定した道路交通法第43条が根拠となる。当該根拠規定は，図書館等にある現行法規で閲覧することが可能であるため，条例第17条第4項により，この条例の規定が適用されないことから，条例適用外決定とした。

**4 違反者とされた者に対するパトカー内執務を可能とする法的根拠，権限規定（パトカー内で取調べができる法的根拠）【条例適用外，広交指第906号】**

パトカー内で交通違反者を取調べができる法的根拠としては，捜査に必要な取調べを規定した刑事訴訟法第197条第1項が根拠となる。当該根拠規定は，図書館等にある現行法規で閲覧することが可能であるため，条例第17条第4項により，この条例の規定が適用されないことから，条例適用外決定とした。

**5 4月10日に，地御前交番の二人に，指揮・指示された交通違反取締りの訓示等の記録【不存在，廿警警務第823号】**

交番勤務の地域警察官は，当番日の朝，警察署において地域課幹部から指示を受けて交番勤務に従事するが，4月10日に関係警察官に行われた交通指導取締りに関する訓示等の記録は存在しないことから，条例第7条第2項の規定により，不存在とした。

**6 一時停止違反寸前の，二人のパトカー内の会話記録【不存在，廿警警務第823号】**

警察官が，一時停止違反をはじめとする交通違反を検挙する場合，交通違反の現認寸前及び現認後を問わず，交通指導取締りに従事した警察官の会話記録を作成するよう義務づけた関係規定は存在しないので，開示請求対象文書は存在しないことから，条例第7条第2項の規定により，不存在とした。

**7 平成20年度の廿日市警察署管内の交通反則金の収入見積額が分かる文書【不存在，廿警警務第823号】**

交通指導取締りは，あらかじめ交通反則金の収入見積を立てて，それに沿った取締りを行うものではないので，開示請求対象文書は存在しないことから，条例第7条第2項の規定により，不存在とした。

**8 平成 20 年度の廿日市警察署管内の 1 日における交通反則金の 1 人当たり平均のノルマが分かる文書【不存在，廿警警務第 823 号】**

警察官一人当たりの交通反則金のノルマを課した交通指導取締りは行っていないので，開示請求対象文書は存在しないことから，条例第 7 条第 2 項の規定により，不存在とした。

**9 私を平成 20 年 4 月 10 日に一時停止違反で検挙した二人の警察官の 1 日当たりのノルマが分かる文書【存否応答拒否，廿警警務第 822 号】**

開示請求内容は，個人を特定してなされていることから，本件対象文書が存在するか否かを答えることは，特定の個人について，交通違反の事実の有無を答えることと同じ結果を招くこととなる。条例の定めた開示請求権者が，何人に対しても，請求の目的如何を問わず開示請求権を認める制度である以上，対象文書が開示請求者本人に係るものであるか否かによって開示・不開示の判断を左右してはならない。

個人を特定しての開示請求に対しては，本件対象文書が存在するか否かを答えるだけで，条例第 10 条第 2 号に規定する不開示情報を開示することとなるため，条例第 13 条により，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定を行ったものである。

**10 平成 19 年度の廿日市警察署管内の交通反則金の総額と使途が分かる文書【不存在，廿警警務第 823 号】**

反則金については，予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 36 条第 1 項，交付税及び譲与税配布金特別会計法施行令（昭和 29 年政令第 106 号）第 5 条第 1 項，同施行令附則第 7 項及び歳入徴収官事務規程（昭和 27 年省令第 141 号）第 29 条第 1 項により，毎月，納付された金額を警察庁を経由して内閣府へ報告することとされているため，県内の月別及び年度別の総額に関する文書は存在する。

しかし，各警察署別にまとめた金額までは報告することとされておらず，作成していないので存在しない。

また，交通反則通告制度に基づき納付される反則金は，銀行や郵便局を通じて国に納められた後，交通安全対策特別交付金として，総務大臣が交通事故の発生件数，人口の集中度その他の事情を考慮して，交通安全対策特別交付金等に関する政令（昭和 58 年政令第 104 号）で定めるところにより算定し，都道府県や市町村に交付しており，信号機，道路標識，横断歩道橋，ガードフェンス，カーブミラー等交通安全施設の設置及び管理に要する費用として使用されている。そのため，各警察署別に納められた反則金の使途に関する文書は存在しない。

以上のことから，条例第 7 条第 2 項の規定により，不存在とした。

**11 平成 19 年度の全国の交通反則金の総額と交通反則金の配分方法及び配分額が分かる文書【不存在，広交指第 905 号】**

反則金については，予算決算及び会計令第 36 条第 1 項，交付税及び譲与税配布金特別会計法施行令第 5 条第 1 項，同施行令附則第 7 項及び歳入徴収官事務規程第 29 条第 1 項により，毎月，納付された金額を警察庁を経由して内閣府へ

報告することとされているため、県内の月別及び年度別の総額に関する文書は存在するが、全国の反則金の総額が分かる文書は作成又は取得していないので存在しない。

また、配分は、総務大臣が、交通安全対策特別交付金として、都道府県や市町村に交付しており、配分方法及び配分額が分かる文書の取得もないので、開示請求対象文書は存在しない。

以上のことから、条例第7条第2項の規定により、不存在とした。

**12 違反者に反則切符を切る立場にあった二人への仕事の範囲を示す任務規定並びに指導マニュアル【条例適用外，広交指第906号】**

反則切符を作成した地域警察官の任務等に関する規定及びマニュアルとしては、地域警察運営規則（昭和44年規則第5号）及び広島県警察の地域警察運営に関する訓令（平成5年本部訓令第13号）が存在する。

同規則は、図書館等にある現行法規で閲覧することが可能であり、同訓令は、広島県警察情報公開センターに配架している資料「広島県警察の施策を示す訓令及び通達等」で閲覧することが可能であるとともに、広島県警察のホームページでも公表しているため、条例第17条第4項により、この条例の規定が適用されないため、条例適用外決定とした。

**13 違反者の言い分を少しは聞き入れようと、一方的・高圧的でない対処の仕方での、反則切符を切る前の、交通指導規定（反則切符を切ることを目的にしないのであれば、交通指導の徹底が、安全への効果大）又は反則切符、金額、指導方法等に不服申立をする段取りを示す資料【不存在，広交指第905号】**

交通指導取締りに関する訓令、通達等の規定で、交通違反者の弁明をよく聞き、反則切符処理をせず、指導に止めるように規定した文書は存在しない。

また、反則切符、金額、指導方法等について不服申立てをする段取りを示す文書も存在しない。

以上のことから、条例第7条第2項の規定により、不存在とした。

**14 交通違反者を摘発するためのマニュアル【不存在，広交指第905号】**

交通違反者を摘発するための特別なマニュアルは作成していないので存在しないことから、条例第7条第2項の規定により、不存在とした。

**15 交通違反者を摘発するための管内のスローガン・人数目標、数値目標などを示す掲示・記録などの資料【不存在，廿警警務第823号】**

廿日市警察署においては、交通違反を検挙するためのスローガン、交通違反摘発のための人数目標・数値目標などは存在しないことから、条例第7条第2項の規定により、不存在とした。

**16 私の反則金7,000円の料金が適切かどうかを示す根拠資料（一時停止の反則金が7,000円であることが適切であることの疎明資料）【存否応答拒否，広交指第907号】**

開示請求内容は、個人を特定してなされていることから、本件対象文書が存在するか否かを答えることは、特定の個人について、交通違反の事実の有無を



答えることと同じ結果を招くこととなる。

条例の定めた開示請求権者が、何人に対しても、請求の目的如何を問わず開示請求権を認める制度である以上、対象文書が開示請求者本人に係るものであるか否かによって開示・不開示の判断を左右してはならない。

個人を特定しての開示請求に対しては、本件対象文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第10条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第13条により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定を行ったものである。

**17 私の反則金 7,000 円の料金の適切な処理を示す証拠資料（私の支払った反則金 7,000 円が、適切に処理されていることを疎明する資料）【存否応答拒否，広交指第 907 号】**

開示請求内容は、個人を特定してなされていることから、本件対象文書が存在するか否かを答えることは、特定の個人について、交通違反の事実の有無を答えることと同じ結果を招くこととなる。

条例の定めた開示請求権者が、何人に対しても、請求の目的如何を問わず開示請求権を認める制度である以上、対象文書が開示請求者本人に係るものであるか否かによって開示・不開示の判断を左右してはならない。

個人を特定しての開示請求に対しては、本件対象文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第10条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第13条により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定を行ったものである。

**18 反則金 7,000 円の用途内訳を示す資料及び一時停止違反・反則金全額の用途内訳【不存在，広交指第 905 号】**

交通反則通告制度に基づき納付される反則金は、銀行や郵便局を通じて国に納められた後、交通安全対策特別交付金として、総務大臣が交通事故の発生件数、人口の集中度その他の事情を考慮して、交通安全対策特別交付金等に関する政令で定めるところにより算定し、都道府県や市町村に交付しており、信号機、道路標識、横断歩道橋、ガードフェンス、カーブミラー等交通安全施設の設置及び管理に要する費用として使用されている。しかし、一時停止違反等個々の反則金額の用途内訳を示す文書は存在しない。また、一時停止違反の反則金全額の用途内訳が分かる文書の作成又は取得もない。

以上のことから、条例第7条第2項の規定により、不存在とした。

**19 管轄内又は県内（廿日市警察署及び広島県内）での、4月10日当日の一時停止違反についての件数・金額及び4月分の件数・金額のうち、4月分の一時停止違反取締り件数を除くもの【不存在，広交指第 905 号】**

交通指導取締り件数については、各警察署別及び県下全般の月別・年別の取締り総件数と違反別取締り件数を集計しているが、各日毎の総件数と違反態様別取締り件数は集計していないので、文書は存在しない。

また、違反態様別の反則金額については、月別及び各日毎ともに集計していないので、文書は存在しない。

以上のことから、条例第7条第2項の規定により、不存在とした。

**20 管轄内又は県内（廿日市警察署及び広島県内）での、4月10日当日の交通違反全般に亘る件数・金額及び4月分の件数・金額のうち、4月分の交通違反取締り件数を除くもの【不存在，広交指第905号】**

交通指導取締り件数については、各警察署別及び県下全般の月別・年別の取締り総件数と違反態様別取締り件数を集計しているが、各日毎の総件数と違反態様別取締り件数は集計していないため、文書は存在しない。

また、交通違反全般にわたる反則金額については、各日毎に集計していないので、文書は存在しない。

さらに、広島県内の交通違反全般にわたる各月毎の納付金額については、予算決算及び会計令第36条第1項、交付税及び譲与税配布金特別会計法施行令第5条第1項、同施行令附則第7項及び歳入徴収官事務規程第29条第1項により、警察庁を経由して内閣府へ報告する文書が存在するが、これはあくまでも他の月の違反分も含め4月に納付された反則金を集計した会計報告であり、4月分の違反件数に連動した納付金額ではない。

以上のことから、条例第7条第2項の規定により、不存在とした。

**21 管轄内又は県内での、昨年度の一時停止違反に亘る会計報告**

**管轄内での昨年度交通違反全般に亘る会計報告【不存在，広会第563号】**

反則金については、予算決算及び会計令第36条第1項、交付税及び譲与税配布金特別会計法施行令第5条第1項、同施行令附則第7項及び歳入徴収官事務規程第29条第1項により、毎月、納付された金額を警察庁を経由して内閣府へ報告することとされているため、県内の月別及び年度別の会計報告は存在する。しかし、各警察署別、違反態様別の金額までは報告することとされておらず、作成していないので存在しないことから、条例第7条第2項の規定により、不存在とした。

**22 交通違反金を取り扱う団体名・組織構成・役員名と前役職名及び給与金額・手当て金額など報酬合計，会計報告【不存在，広交指第905号】**

道路交通法（附則）第20条に、交通安全対策特別交付金の、交付金の事務は総務大臣が行い、通告書送付費支出に関する事務は内閣総理大臣が行う（内閣総理大臣が行う事務は、警察庁長官に委任することができる。）と規定されており、反則金を取扱う特別の団体は存在しないので、開示請求対象文書は存在しないことから、条例第7条第2項の規定により、不存在とした。

**23 過去5年間（廿日市警察署管内）の交通違反反則金総額の推移と、同交通違反件数の推移のうち、過去5年間の交通取締り件数を除くもの【不存在，広交指第905号】**

反則金については、予算決算及び会計令第36条第1項、交付税及び譲与税配布金特別会計法施行令第5条第1項、同施行令附則第7項及び歳入徴収官事務規程第29条第1項により、毎月、納付された金額を警察庁を経由して内閣府へ報告することとされているため、県内の月別及び年度別の反則金の推移が分かる文書は存在する。しかし、各警察署別の金額については報告することとされておらず、作成していないため推移が分かる文書は存在しないことから、条例第7条第2項の規定により、不存在とした。

## 24 交通違反取締りの中での反則金制度の見直し等を検討した資料・課題事項【不存在，広交指第 905 号】

交通反則通告制度（反則金制度）については，道路交通法第 125 条から第 132 条で定められている。また，反則行為の種類及び反則金の額は，道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 45 条別表第 5 で定められているが道路交通法や道路交通法施行令の交通反則通告制度（反則金制度）に関する規定について見直し等の検討をした資料等は作成又は取得しておらず，開示請求対象文書は存在しない。

以上のことから，条例第 7 条第 2 項の規定により，不存在とした。

## 第 5 審査会の判断

### 1 本件審査請求について

本件審査請求は，一つの行政文書開示請求に係る複数の処分決定に対し，一つの審査請求として不服申立てがなされていることから，別表 1 に掲げる「区分」毎に以下，検討する。

なお，審査請求人が主張する，実施機関を含む行政機関の業務に対する意見については，本件処分の妥当性とは無関係であるので，当審査会の審査の対象としない。

### 2 文書 1 について

#### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は，交通違反取締り現場において日常取り扱う交通法令違反の処理要領及び留意事項等をまとめた「反則切符・交通切符・点数切符作成の手引（平成 20 年 3 月広島県警察本部交通部交通指導課）」に記載された情報のうち，指定場所一時不停止等について記載された部分（第 7 反則（違反）事項・罰条欄等記載例の「36 指定場所一時不停止等」に係る 105 頁及び 106 頁）である。

本件対象文書の記載内容には，105 頁に，反則事項の種類，罰条，車種別の反則金額，違反行為に対する基礎点数が記載されており，106 頁に，後記 3 で説明する道路交通法違反現認・認知報告書の記載例（以下「情報 A」という。）及び違反を検挙する際の基準など（以下「情報 B」という。）が記載されている。

実施機関は，本件対象文書に記載された情報のうち，情報 A 及び B については，条例第 10 条第 4 号（犯罪の予防・捜査等情報）及び同条第 6 号（行政執行情報）に該当するとして，当該部分を不開示としたと主張する。

#### (2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第 10 条第 4 号は，「公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示とすべき情報として定めたものである。本号に該当する情報については，その性質上，開示又は不開示の判断に犯罪等に関する高度の専門的・技術的な判断を要することなどの特殊性が認められることから，実施機関の第一次的な判断を尊重するものであるが，当該判断については，実施機関の裁量が無制限に認めるものではなく，あくまでも合理性が認められる範囲内の

ものでなければならない。

条例第 10 条第 6 号は、「公にすることにより、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う各種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」を不開示とすべき情報として定めたものである。

イ 当審査会において、情報 A 及び B に記載された情報を見分したところ、情報 A には、道路交通法違反現認・認知報告書続き欄に詳細に記載すべき違反を立証するために必要な捜査事項（以下「立証要点」という。）の記載例が具体的に示されており、情報 A を開示すると、この記載例から立証要点を容易に類推することが可能であることが認められた。立証要点は、警察官が交通違反を検挙する際の捜査事項であることからすると、違反者に捜査事項が事前に知られることとなれば、実施機関が主張するように、交通取締りから逃れるための対抗手段を講じるために利用されるおそれがあると認められる。

次に、情報 B には、違反を検挙する際の基準（以下「検挙基準」という。）及び情報 A の立証要点が記載されており、このうち、検挙基準には、道路交通法の解釈をはじめ、違反者を直ちに検挙せず指導に止める場合など、交通取締りに従事する警察官が交通違反を検挙する際の判断基準となる事項が記載されており、交通取締り現場において実際に活用されている基準であることが認められた。このため、この検挙基準が開示されると、実施機関が主張するように、どのような場合に道路交通法違反として検挙され、あるいはされないか広く一般に知られることとなり、検挙基準の範囲内であれば違法でないとの誤った認識や警察が交通違反を容認しているという誤解を招くおそれがあると認められる。

以上のとおり、情報 A 及び B の開示又は不開示の判断は、犯罪等に関する高度の専門的・技術的な判断を要する特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重すべきであり、その判断が合理性を持つものであると認められることから、実施機関が情報 A 及び B について、条例第 10 条第 4 号に該当するとして不開示とした決定は妥当である。

なお、実施機関は、情報 A 及び B が条例第 10 条第 6 号に該当するとも主張するが、結論は上記のとおりであり、これについての判断はするまでもない。

### 3 文書 2 について

#### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、交通違反を検挙後、当該違反行為を現認・認知した警察官が警察署長等に違反を現認した状況などを詳細に報告するために作成する「道路交通法違反現認・認知報告書」である。

実施機関は、本件対象文書について、条例第 17 条第 3 項に該当するとして、条例適用外決定としたと主張する。

#### (2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第 17 条第 3 項は、行政文書のうち、法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号、以下「情報公開法」という。）の規定が適用されないこととされている部分については、

条例の規定を適用しないことを定めたものである。そして、刑事訴訟法第53条の2は、訴訟に関する書類については、情報公開法の規定を適用しないことを定めており、これにより、訴訟に関する書類については、条例の規定は適用されないこととなる。

イ 刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類とは、一般的に被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類であると解されており、本件対象文書は、道路交通法違反の事実等の記録として、違反行為を現認した警察官がその状況を詳細に記載するものであるとともに、違反者が反則金を納付しないなど、当該違反行為を刑事事件として検察庁に送致する場合には、事件立証の証拠書類として添付されるものであることから、被疑事件・被告事件に関して作成されるものであることは明らかである。

したがって、実施機関が主張するように、本件対象文書は、刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類として、条例の規定は適用されないもので、開示対象とはならないものと認められる。

ウ なお、道路交通法違反のうち、一定の反則行為については、道路交通法第128条等の規定により、反則金の納付の通告を受けた違反者が、その反則金を納付すべき期間内に納付すれば、公訴を提起されないものであるが、このことを考慮しても、本件対象文書がその性質を変じて訴訟に関する書類ではなくなるとまでは解することはできない。

#### 4 文書3について

##### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「一時停止違反を摘発する法的根拠」の開示を求めるものであり、実施機関は、警察法第2条第1項及び道路交通法第43条を本件対象文書として特定の上、当該文書は、条例第17条第4項に該当するとして、条例適用外決定としたと主張する。

##### (2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第17条第4項は、県立の図書館、図書館その他実施機関が定める施設において、県民の利用に供することを目的として管理している行政文書については、条例の規定が適用されないことを定めたものである。

イ 当審査会で本件対象文書の記載内容をそれぞれ見分したところ、警察法第2条第1項には、交通の取締りを警察の責務とすることが規定されており、警察が交通取締りを行う法的根拠であることが認められた。また、道路交通法第43条には、一時停止違反となる具体的行為が規定されており、一時停止違反を検挙する法的根拠であることが認められた。

憲法第31条には、「何人も、法律の定めによる手続きによらなければ、(中略) 刑罰を科せられない。」ことが規定されており、実施機関が警察法第2条第1項及び道路交通法第43条を本件対象文書として特定したことは妥当である。

したがって、実施機関が主張するように本件対象文書は、広島県立図書館に配架されており、一般の閲覧に供されていることから、条例の規定は適用されないもので、開示対象とはならないものと認められる。

## 5 文書4について

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「違反者とされた者に対するパトカー内執務を可能とする法的根拠、権限規定（パトカー内で取調べができる法的根拠）」の開示を求めるものであり、実施機関は、刑事訴訟法第197条第1項を本件対象文書として特定の上、当該文書は条例第17条第4項に該当するとして、条例適用外決定としたと主張する。

### (2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第17条第4項は、県立の文書館、図書館その他実施機関が定める施設において、県民の利用に供することを目的として管理している行政文書については、条例の規定が適用されないことを定めたものである。

イ 当審査会で本件対象文書の記載内容を見分したところ、「捜査については、その目的を達成するため必要な取調べをすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければ、これを行うことができない。」としか記載されておらず、本件対象文書の記載内容が請求内容に合致したものであるか判然としなかったことから、この点について実施機関に聴取したところ、次のとおり説明があった。

犯罪捜査規範（昭和32年規則第2号）第99条には、「捜査はなるべく任意捜査の方法によって行わなければならない」と定められており、犯罪捜査は、強制ではなく任意での捜査が原則であることから、その方法は正当な捜査目的の達成に必要な範囲で、被疑者の同意を得て捜査機関の判断により、決めることができるものである。

例えば、交通指導取締りにおいては、通常、街頭（屋外）において行われているものであり、交通違反を現認した警察官は、違反車両を違反現場付近の安全な場所に停止させた上で、職務質問を行うことが通例であり、取締りを行う警察官がバイク（白バイを含む）を使用していた場合は、当然屋外（路上等）での取調べを行うこととなるが、パトカーを使用していた場合は、違反者が衆人環視にさらされることを避けるため、また、夜間であれば書類作成のための照明確保等のため、パトカー内に乗車を求めた上での取調べを行うことが通例となっている。

このような場合、違反者を無理矢理パトカー内に乗車させるということは行っておらず、違反者に対してパトカー内への乗車を求め、違反者の同意を得た上でパトカーに乗車させており、任意性の確保には十分配慮しているものである。

また、いずれの場合であっても、調書作成を含め、詳しい取調べを必要とするために相当な時間を要する場合には、最寄りの交番・警察署に同行を求めて取調べを行うこともあり得るものである。

したがって、交通指導取締りにおける取調べは、任意性を確保するという前提の下、屋外、パトカー内、警察署内等あらゆる場所で行われているものであり、これら取調べの根拠は、捜査に必要な取調べを規定した本件対象文書以外に存在しないものである。

ウ このように、パトカー内での取調べは強制処分ではなく、違反者の同意を得た上で行われるものであるとすれば、実施機関が任意の取調べについて規定する「刑事訴訟法第197条第1項」を本件対象文書として特定した

ことは妥当である。

したがって、実施機関が主張するように、本件対象文書は、広島県立図書館に配架されており、一般の閲覧に供されていることから、条例の規定は適用されないので、開示対象とはならないものと認められる。

## 6 文書5について

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「4月10日に、地御前交番の二人に、指揮・指示された交通違反取締りの訓示等の記録」の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書は存在しないと主張する。

### (2) 本件処分の妥当性について

ア 当審査会で、実施機関に対し、交番勤務の警察官への指揮・指示等が通常どのように行われているのか聴取したところ、実施機関は、次のとおり説明した。

交番勤務の警察官への指示は、地域課の幹部が行うこととされており、その根拠は広島県警察の地域警察運営に関する訓令第15条が根拠となる。通常、地域警察官は、就勤時に地域課長等の幹部から当日の行事、活動の重点、事故防止に関する事項等についての指示を受けている。

また、警察署では月2回程度訓示を行い、警察実務を習熟させるための教養や、倫理観を高めるための教養を行っている。

イ 当審査会で、実施機関が交番勤務の警察官への指揮・指示等の実施根拠として説明する当該規定を見分したところ、同条第1項に「所属長は、交替制勤務の地域警察官に対しては、原則として交替時に、その他の地域警察官に対しては、原則として召集時において、それぞれ点検、訓示、指示等を行い、及び命令を徹底するとともに、必要な指導教養及び訓練を実施するものとする。」としか規定されておらず、指揮・指示等の記録の作成を義務付けた記載内容は見当たらなかった。さらに、当該規定には、交替制勤務以外の地域警察官に対する指示、命令については、電話による伝達方法も認めているほか、訓示、指示等を実施する場合は、簡潔に行い、交替をできる限り迅速に行うことが定められており、必ずしも文書による指揮・指示等を行い、その内容を記録すべきものとして規定されたものではないことが認められた。

以上のことから、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はない。

## 7 文書6について

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「一時停止違反寸前の、二人のパトカー内の会話記録」の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書は存在しないと主張する。

### (2) 本件処分の妥当性について

ア 当審査会で、実施機関に対し、交通取締りに従事した警察官はどのような業務報告をしているのか聴取したところ、実施機関は、次のとおり説明した。

地域警察官は、広島県警察の地域警察運営に関する訓令第 48 条により勤務日誌を作成することとなっており、その記載内容は、勤務日に取扱った事項について簡潔明瞭に記載することとされている。また、記載についての制限は設けられていないため、交通違反取締り結果等について記載したとしても差し支えはないが、この場合であっても、違反種別を記載する程度であり、パトカー乗務員同士の会話や違反者との会話に及んだ記載は行っていない。

イ 当審査会で、実施機関が勤務日誌の作成根拠として説明する当該訓令の規定を見分したところ、同条第 1 項に、勤務日誌には、「毎日の取扱事項その他勤務の状況を簡明に記載して、勤務箇所における地域警察活動の状況を明らかにしておかなければならない。」としか記載されておらず、勤務日誌にパトカー乗務員同士の会話内容まで記録するよう義務付けた記載内容は見当たらなかった。また、交通違反を検挙後、当該違反行為を現認・認知した警察官が警察署長等への報告資料として作成するものとして、前記 3 で説明した「道路交通法違反現認・認知報告書」が存在するが、これについても当該報告書の様式等を見分したが、警察官の会話内容まで記載するものではないことが認められた。

警察官が交通違反者を検挙する際に、警察官同士の会話が行われることもあると思慮するが、交通指導取締りは、警察官同士の会話内容に左右されるべきものではないことは当然のことであり、実施機関において、会話内容を記録しておくべきものであるとまでは認められない。

以上のことから、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はない。

## 8 文書 7 について

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成 20 年度の廿日市警察署管内の交通反則金の収入見積額が分かる文書」の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書は存在しないと主張する。

### (2) 本件処分の妥当性について

ア 当審査会で、実施機関に対し、反則金の収入見積りが存在しない理由について聴取したところ、実施機関は、次のとおり説明した。

交通取締りは、あらかじめ反則金の収入見積もりを立てて、それに沿った取締りを行うものではない。また、反則金の額は、違反種別、車種によって異なり、一時停止違反に関しては、原付の 5,000 円から大型車の 9,000 円まで開きがあり、同数の取締りを行った場合であっても反則金の総額は当然異なることとなり、実際の取締りを行う際に、どの車種が違反をするのか、取り締まる側が把握していることはあり得ず、また、違反者が無免許運転であった場合は、反則通告制度を適用できないこととなる。

よって、反則金の総額は、取締りを行った結果として集計されることに他ならず、反則金収入の見積もりについて作成する必要性はなく、関係する文書の作成も行っていない。

イ 反則金は、道路交通法第 128 条の規定により、国に対して納付することが定められており、違反者が銀行や郵便局を通じて直接国庫に納付するも



のであり、実施機関の歳入として管理されるものではないことを併せて考慮すると、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はない。

## 9 文書8について

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成20年度の廿日市警察署管内の1日における交通反則金の1人当たり平均のノルマが分かる文書」の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書は存在しないと主張する。

### (2) 本件処分の妥当性について

ア 当審査会で、実施機関に対し、交通取締りにおいてノルマが存在しない具体的な理由について聴取したところ、実施機関は、次のとおり説明した。一般的にノルマとは、「一定時間内に果たすよう個人や集団に割り当てられる標準作業量」（大辞泉）であり、他の辞書などにおいても、ほぼ同様の意味で最低作業量や責任作業量として定義されており、これは、目標を達成できない場合には、罰則など不利益処分を科し、達成した場合には報償を与えたりする性質のものである。

交通違反の取締りにおける具体的な数値を設定するものとしては、県警本部長から各警察署長へ通達する「交通指導取締適正基準値」が存在する。この「交通指導取締適正基準値」は、過去の交通事故件数、運転免許取得者の人口等をもとに算出された取締り件数の予測値であり、警察署や警察官個人に標準作業量（最低作業量、責任作業量）を割り当てたものではない。そのため、「交通指導取締適正基準値」が未達成であることをもって不利益処分を科すことはなく、ノルマとは性質が異なるものである。

また、国レベルで見ても、警察庁から各県に対して取締りに関する数値目標を示されたことはなく、飲酒運転による交通事故が多発した場合や速度に起因した死亡事故が発生した場合などは、飲酒運転取締りの強化月間等を設定して取締りを強化することはあるが、この場合であっても、事故防止のために具体的数値目標を示した取締りは行っていない。

イ 実施機関は、当審査会に対して、一般的なノルマの考え方やノルマと混同されやすい数値設定などについて、ノルマを課した警察官による交通取締りを行っていない実情として具体的に説明しており、その説明に特段不自然な点はない。

また、警察官が犯罪の捜査を行うに当たって守るべき心構えなどを規定した、犯罪捜査規範第6条には、「捜査は、安易に成果を求めることなく、犯罪の規模、方法その他諸般の状況を冷静周密に判断し、着実に行わなければならない。」と定められており、交通取締りを含めた犯罪の捜査に当たっては、いたずらに功をあせることを戒めたものであることがうかがわれた。

以上のことから、実施機関がノルマを課した交通指導取締りを実施しているとはおよそ考えられないため、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はない。

## 10 文書 9, 16, 17 について

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「私を平成 20 年 4 月 10 日に一時停止違反で検挙した二人の警察官の 1 日当たりのノルマが分かる文書（文書 9）」、「私の反則金 7,000 円の科料が適切かどうかを示す根拠資料（一時停止の反則金が 7,000 円であることが適切であることの疎明資料）（文書 16）」及び「私の反則金 7,000 円の科料の適切な処理を示す証拠資料（私の支払った反則金 7,000 円が、適切に処理されていることを疎明する資料）（文書 17）」の開示を求めるものであり、実施機関は、個人を特定しての開示請求に対しては、対象文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 10 条第 2 号（個人情報）に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第 13 条により、存否応答拒否の決定を行ったと主張する。

### (2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第 10 条第 2 号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は、不開示とすることを定めたものである。

条例第 13 条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼしたりすることがあり得る。このため、条例第 13 条は、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる場合を例外的に規定しているものである。

本条の規定により存否を明らかにすることができない行政文書については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合のみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになる。

イ 本件請求は、特定個人の交通違反の事実の有無について開示請求されたものではないが、対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、波及的に交通違反の事実の有無を答えることと同じ結果を招くと認められる。

特定の個人の交通違反の事実の有無は、一般に他人に知られたくないと望む個人に関する情報であることから、条例第 10 条第 2 号に該当する不開示情報であることが認められる。

したがって、本件行政文書に関する書類は、その存否を答えるだけで、条例第 10 条第 2 号に該当する情報を開示することとなるものであり、実施機関が存否応答拒否とした決定は、妥当である。

## 11 文書 10, 11, 18, 23 について

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成 19 年度の廿日市警察署管内の交通反則金の総額と使途が分かる文書（文書 10）」、「平成 19 年度の全国の交通反則金の総額と交通反則金の配分方法及び配分額が分かる文書（文書 11）」、「反則金 7,000 円の用途内訳を示す資料及び一時停止違反・反則金全額の用途内訳（文書 18）」及び「過去 5 年間（廿日市警察署管内）の交通違反反則金総額の推移と同交通違反の推移のうち過去 5 年間の交通取締り件数を除くもの（文書 23）」の開示を求めるものであり、対象文書をまとめると、全国及び廿日市警察署管内の反則金総額（以下「反則金総額」という。）、全国の反則金の配分方法、配分額（以下「反則金配分方法等」という。）、警察署毎、違反種別毎及び個々の違反毎の反則金の使途・用途内訳（以下「反則金の使途等」という。）である。

実施機関は、本件対象文書は何れについても、存在しないと主張する。

### (2) 本件処分の妥当性について

#### ア 反則金総額について

実施機関においては、後記 17 で説明する会計報告（徴収済額報告書）を作成するため、日本銀行から提出される反則金の収納状況一覧表を基に広島県全体の反則金総額の把握を行っているが、これは、あくまで会計報告として作成されるものであり、その報告内容は、違反態様別や警察署別に区分されたものではない。

また、反則金は、前記 8 のとおり、直接国庫に納付されるものであることから、全国の反則金総額の把握は、国において行うものであり、実施機関が行うものではない。

さらに、実施機関における交通取締りの統計数値等の把握は違反件数で行われており、実施機関において、報告又は作成が義務付けられていない警察署別の反則金総額を集計する必要性は認められない。

これらのことから、反則金総額が記載された文書が存在しないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はない。

#### イ 反則金配分方法等及び反則金の使途等について

反則金は、警察署別、違反種別などの区分なく国庫に納められた後、交通安全対策特別交付金（以下「交付金」という。）として、総務大臣が配分決定を行い、全国の地方公共団体に交付されるものであり、交付を受けた都道府県や市町村は、交通事故の発生を防止することを目的として、信号機、道路標識、横断歩道橋の設置などの道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用に交付金を充当するものである。

このため、実施機関が交付金の配分業務に直接関与するものではなく、また、警察署毎、違反種別毎、個々の違反毎に交付金の使途・用途決定がされているわけではないことから、反則金配分方法等及び反則金の使途等に係る文書が存在しないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はない。

## 12 文書 12 について

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「違反者に反則切符を切る立場にあった二人への仕事の範囲を示す任務規定並びに指導マニュアル」の開示を求めるものであり、実施機関は、地域警察運営規則及び広島県警察の地域警察運営に関する訓令を本件対象文書として特定の上、当該文書は、条例第17条第4項に該当するとして、条例適用外決定としたと主張する。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第17条第4項は、県立の文書館、図書館その他実施機関が定める施設において、県民の利用に供することを目的として管理している行政文書については、条例の規定が適用されないことを定めたものである。

イ 当審査会で、本件対象文書の記載内容を見分したところ、その制定趣旨として、「地域警察の任務及び運営の基本を明らかにするとともに、その効果的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。」と規定されており、地域警察官の任務規定として作成されたものであることが認められた。また、その記載内容には、地域警察官の指揮監督及び指導教養上の留意事項なども記載されており、請求内容に合致するものであることが認められた。

実施機関は、当審査会からの意見聴取の中で、地域警察官が日常の業務を行うに際しては、本件対象文書を根拠として行っており、これ以外の規定やマニュアルは存在しないと説明しており、当審査会で関係規定等を見分したが、実施機関が説明するとおり、地域警察官の任務規定や指導マニュアルは、本件対象文書以外に見当たらないことから、実施機関が当該文書を本件対象文書として特定したことは妥当である。

したがって、実施機関が主張するように、本件対象文書は、広島県立図書館及び広島県警察情報センターに配架されており、一般の閲覧に供されていることから、条例の規定は適用されないので、開示対象とはならないものと認められる。

### 13 文書13について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「違反者の言い分を少しは聞き入れようと、一方的・高圧的でない対処の仕方での、反則切符を切る前の、交通指導規定（反則切符を切ることを目的にしないのであれば、交通指導の徹底が、安全への効果大）又は反則切符、金額、指導方法等に不服申立てをする段取りを示す資料」の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書は存在しないと主張する。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 当審査会で、実施機関に対し、「違反者の言い分を少しは聞き入れようと、一方的・高圧的でない対処の仕方での、反則切符を切る前の交通指導規定」が存在しない理由について聴取したところ、実施機関は、次のとおり説明した。

交通指導取締りは、道路交通法に抵触した違反全てを検挙（切符処理）するのではなく、「反則切符・交通切符・点数切符作成の手引」に記載される検挙基準に照らし、検挙基準に該当しないものは指導にとどめ、検挙基準に該当するものは検挙しているが、本件請求は、「違反が明白であっ

ても、違反者の弁明を聞いた上で、切符処理するかどうかの判断をすべきである。」と受け取れ、明白な違反を現認し、かつ検挙基準に該当するものについては、違反者にいかなる言い分があったとしても、そのことによって検挙しないという取扱いは行っていない。

イ 交通指導取締りは、一定の基準に基づき、公正誠実に実施されるべきものであることからすれば、当該文書が存在しないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はない。

また、「反則切符、金額、指導方法等に不服申立てをする段取りを示す資料」については、反則切符は、違反行為を現認した警察官が違反者に当該違反行為の内容を告知（道路交通法第 126 条第 1 項）する際に使用するものである。

違反者には、この告知に基づき、道路交通法施行令に定められた当該違反行為に係る反則金の納付を書面で通告（道路交通法第 127 条）することとされており、告知の内容を納得した違反者が、反則金を期限内に納付すれば、公訴提起されない（道路交通法第 128 条）こととなるものである。

この反則金は、納付が強制されるわけではなく、任意に納付すれば刑事訴追（公訴提起）ができなくなるだけであり、あくまで違反事実を争って処分に服したくない者は、告知に基づく反則金を納付しなければ、刑事手続きが開始される（道路交通法第 130 条）ものである。

以上のことから、一般的な行政処分に対する不服申立ての制度は、行政不服審査法があるが、反則切符、金額、指導方法に関して個別に不服申立ての段取りを示した文書は存在しないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はない。

## 14 文書 14 について

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「交通違反者を摘発するためのマニュアル」の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書は存在しないと主張する。

### (2) 本件処分の妥当性について

ア 当審査会で、実施機関に対し、本件対象文書が存在しない具体的な理由について聴取したところ、実施機関は、次のとおり説明した。

摘発とは、「悪事をあばいて公表すること」（広辞苑等）とされている。したがって、摘発のニュアンスとしては、社会的に公となっていない犯罪について捜査し、犯罪を検挙し公表することと解される。

一方、警察官の行う交通取締りは、その大部分が公道において発生する定型的な違反について、違反を現認した警察官により切符処理が行われるものであり、これらは摘発とは異なるものである。また、取締りに従事している警察官は制服を着用し、一見して警察車両と判断できる白黒パトカーでの活動を主体に行っており、ことさら身を隠しての取締りを行うことはなく、街頭における活動そのものが違反抑止力となるものであり、積極的に交通違反者を摘発することを主眼としたものではない。

イ 当審査会で、交通取締りに関する法令などを見分したが、交通違反者を摘発するマニュアルの作成などを義務付けた規定は見当たらなかった。

また、交通取締りは、実施機関が主張するように、公道において違反を

現認した警察官が現行犯として検挙するものが大部分を占めているとすると、ことさらに違反を摘発するためのマニュアルを作成する必要性は認められず、本件対象文書を作成していないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はない。

## 15 文書 15 について

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「交通違反者を摘発するための管内のスローガン・人数目標、数値目標などを示す掲示・記録などの資料」の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書は存在しないと主張する。

### (2) 本件処分の妥当性について

ア 当審査会で、実施機関に対し、本件対象文書が存在しない具体的な理由について聴取したところ、実施機関は、次のとおり説明した。

交通事故発生原因を分析した結果や交通上の社会問題などから、交通取締りの重点項目を設定し、「年末における飲酒運転の根絶」や「高齢者の保護」、「暴走族の排除」などの行動目標を掲げ、取締りの強化期間を設定した活動を行う場合はあり得るが、これは、交通事故の防止を目的とした交通部門全体における総合施策として実施するものであり、摘発を主眼としたものとは性質が異なるものである。また、そのための手段として、交通取締りを実施することが含まれている場合であっても、警察署毎の数値目標を具体的に指示することはない。警察庁指示による全国一斉の飲酒運転取締りが実施される場合においても、各県毎の取締り目標等について指示されたことはない。

イ このような交通取締りの実情と前記 14 で説明したように、交通取締りは摘発を主眼とするものではないことを併せて考慮すると、本件対象文書を作成していないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はない。

## 16 文書 19, 20 について

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「管轄内又は県内（廿日市警察署及び広島県内）での、4月10日当日の一時停止違反についての件数・金額及び4月分の件数・金額のうち、4月分の一時停止違反取締り件数を除くもの（文書 19）」及び「管轄内又は県内（廿日市警察署及び広島県内）での、4月10日当日の交通違反全般に亘る件数・金額及び4月分の件数・金額のうち、4月分の交通違反取締り件数を除くもの（文書 20）」の開示を求めるものであり、対象文書をまとめると、管轄内又は県内での、特定日（4月10日）における一時停止違反及び交通違反全般に亘る件数（以下「特定日の違反件数」という。）及び特定日（4月10日）における一時停止違反及び交通違反全般に亘る金額並びに特定月（4月）における一時停止違反及び交通違反全般に亘る金額（以下「特定日及び特定月の反則金額」という。）である。

実施機関は、本件対象文書（特定日の違反件数、特定日及び特定月の違反金額）は存在しないと主張する。

### (2) 本件処分の妥当性について

#### ア 特定日の違反件数について

実施機関は、月毎に集計された広島県全体の違反件数などについては、本件とは別に開示していることから、当審査会で、その積算基礎となる特定日の違反件数を集計した文書が存在しない理由について実施機関に聴取したところ、実施機関は、次のとおり説明した。

交通取締り件数の把握は、性別、生年月日、免許証番号、違反車両種別、違反時間、違反場所、違反内容等について、県警（運転教育課）においてデータを取り込み、警察庁に送信することとなっている。警察庁の運転者管理データとして登録されたデータの利用は、警察庁の運転者管理データベースから必要なデータを抽出し、違反別、警察署別、月別の分析を行い、交通事故防止の基礎資料としている。

当県では、毎月、交通指導取締り状況として、違反別、警察署別の一覧表を作成しており、交通指導取締り状況表及び交通事故発生状況等のデータを基にして、交通事故防止のための施策を講じている。施策を講じるためのデータ利用（交通指導取締り状況表作成）は1か月単位で行っており、特定の日、特定の警察署で行われた違反についてのデータ取得並びに資料作成は実施していない。

実施機関においては、違反件数を警察庁の運転管理者データベースで管理し、そのデータ利用は1か月単位で行っていると説明しており、このような交通違反件数の管理を行っているのであれば、特定日の違反件数が記載された文書が存在しないとしても、特段不自然、不合理な点はない。

#### イ 特定日及び特定月の反則金額について

実施機関は、特定日及び特定月の反則金額については、集計していないので対象文書は存在しない。また、広島県内の交通違反全般にわたる反則金総額については、毎月、納付された金額を警察庁を経由して内閣府へ報告しているが、これは、あくまでも他の月の違反分も含め4月に納付された反則金を集計した会計報告であり、4月分の違反件数に連動した納付金額ではないとする。

前記8で説明したように、反則金は直接国庫に納付されるものであり、実施機関が直接関与する業務ではないこと、さらに、上記アで説明した運転管理者データベースには、反則金額の入力項目が存在しないことからすると、実施機関の業務において、違反件数に連動した反則金額を集計した文書を作成していないとしても、特段不自然、不合理な点はない。

### 17 文書 21 について

#### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「管轄内又は県内での、昨年度の一時停止違反に亘る会計報告」及び「管轄内での昨年度交通違反全般に亘る会計報告」の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書は存在しないと主張する。

#### (2) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の理由説明書によると、反則金の会計報告は、毎月納付された金額について警察庁を経由して内閣府へ報告するものが存在するが、この会計報告は、各警察署別、違反態様別に区分して作成されるものではないとする。

イ 当審査会で、実施機関が当該会計報告の作成根拠とする法令及び当該法令に定める報告様式である「徴収済額報告書」を見分したところ、実施機関が主張するように、各警察署別、違反態様別に区分して作成されるものではなく、県内全体の反則金の集計額についてのみ報告することとされていることが認められた。

また、反則金の納付方法は、違反者に交付される納付書により行われるものであるが、当該納付書の様式を確認したところ、納付書の記載内容には、住所、氏名、反則金額及び告知書番号のみが記載されており、納付書のみでは、違反内容等が確認できるものではないことが認められた。

実施機関においては、告知書番号をもとに納付された金額に対応する違反種別や違反を検挙した警察官が所属する警察署を個々に確認することは可能であると思慮するが、会計報告は、これらの報告を求めていることから、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はない。

## 18 文書 22 について

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「交通違反金を取扱う団体名・組織機構・役員名と前役職名及び給与金額・手当金額など報酬合計、会計報告」の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書は存在しないと主張する。

### (2) 本件処分の妥当性について

反則金（交通違反金）は、違反者が銀行や郵便局を通じて直接国庫に納付するものであり、納付後は、交通安全対策特別交付金として都道府県や市町村に交付されるが、その交付事務は、道路交通法（附則）第 20 条により、総務大臣が行い、通告書送付費支出に関する事務は内閣総理大臣が行う（内閣総理大臣が行う事務は、警察庁長官に委任することができる。）ことが規定されており、反則金を取扱う特別の団体は存在しないことから、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はない。

## 19 文書 24 について

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「交通違反取締りの中での反則金制度の見直し等を検討した資料・課題事項」の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書は存在しないと主張する。

### (2) 本件処分の妥当性について

交通反則通告制度（反則金制度）は、実施機関が理由説明書で説明しており、道路交通法及び同法施行令に実施根拠が定められており、その見直しについては法令の改正が必要となる。法令の改正は国会の議決等を要するものであり、道路交通法及び同法施行令の主管官庁は警察庁（交通局）である。

以上のことから、交通反則通告制度（反則金制度）の見直しは、実施機関が所管する業務ではないことから、本件対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はない。



## 20 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 1

区 分	請 求 内 容	対 象 文 書	決 定 内 容
文書 1	一時停止違反成立の基準・規定	①反則切符・交通切符・点数切符作成の手引	部分開示
文書 2	一時停止違反の具体的な該当場所（廿日市市阿品 2 丁目-26・マリナプローバ）での具体的違反事項など（違反場所で警察官が現認した状況で違反が成立する疎明資料（現認報告書））	②道路交通法違反現認・認知報告書	条例適用外
文書 3	一時停止違反を摘発する法的根拠	③警察法第 2 条第 1 項 ④道路交通法第 43 条	条例適用外
文書 4	違反者とされた者に対するパトカー内執務を可能とする法的根拠、権限規定（パトカー内で取調べができる法的根拠）	⑤刑事訴訟法第 197 条第 1 項	条例適用外
文書 5	4 月 10 日に、地御前交番の二人に、指揮・指示された交通違反取締りの訓示等の記録	—	不開示 (不存在)
文書 6	一時停止違反寸前の、二人のパトカー内の会話記録	—	不開示 (不存在)
文書 7	平成 20 年度の廿日市警察署管内の交通反則金の収入見積額が分かる文書	—	不開示 (不存在)
文書 8	平成 20 年度の廿日市警察署管内の 1 日における交通反則金の 1 人当たり平均のノルマが分かる文書	—	不開示 (不存在)
文書 9	私を平成 20 年 4 月 10 日に一時停止違反で検挙した二人の警察官の 1 日当たりのノルマが分かる文書	—	存否応答 拒否
文書 10	平成 19 年度の廿日市警察署管内の交通反則金の総額と使途が分かる文書	—	不開示 (不存在)
文書 11	平成 19 年度の全国の交通反則金の総額と交通反則金の配分方法及び配分額が分かる文書	—	不開示 (不存在)
文書 12	違反者に反則切符を切る立場にあった二人への仕事の範囲を示す任務規定並びに指導マニュアル	⑥地域警察運営規則 ⑦広島県警察の地域警察運営に関する訓令	条例適用外
文書 13	違反者の言い分を少しは聞き入れようと、一方的・高圧的でない対処の仕方での、反則切符を切る前の、交通指導規定（反則切符を切ることを目的にしないのであれば、交通指導の徹底が、安全への効果大）又は反則切符、金額、指導方法等に不服申立てをする段取りを示す資料	—	不開示 (不存在)

別表 1

区 分	請 求 内 容	対象文書	決定内容
文書 14	交通違反者を摘発するためのマニュアル	—	不開示 (不存在)
文書 15	交通違反者を摘発するための管内のスローガン・人数目標, 数値目標などを示す掲示・記録などの資料	—	不開示 (不存在)
文書 16	私の反則金 7,000 円の料金が適切かどうかを示す根拠資料 (一時停止の反則金が 7,000 円であることが適切であることの疎明資料)	—	存否応答 拒否
文書 17	私の反則金 7,000 円の料金の適切な処理を示す証拠資料 (私の支払った反則金 7,000 円が, 適切に処理されていることを疎明する資料)	—	存否応答 拒否
文書 18	反則金 7,000 円の用途内訳を示す資料及び一時停止違反・反則金全額の用途内訳	—	不開示 (不存在)
文書 19	管轄内又は県内 (廿日市警察署及び広島県内) での, 4 月 10 日・当日の一時停止違反についての件数・金額及び 4 月分の件数・金額のうち, 4 月分の一時停止違反取締り件数を除くもの	—	不開示 (不存在)
文書 20	管轄内又は県内 (廿日市警察署及び広島県内) での, 4 月 10 日・当日の交通違反全般に亘る件数・金額及び 4 月分の件数・金額のうち, 4 月分の交通違反取締り件数を除くもの	—	不開示 (不存在)
文書 21	管轄内又は県内での, 昨年度の一時停止違反に亘る会計報告 管轄内での昨年度交通違反全般に亘る会計報告	—	不開示 (不存在)
文書 22	交通違反金を取扱う団体名・組織機構・役員名と前役職名及び給与金額・手当金額など報酬合計, 会計報告	—	不開示 (不存在)
文書 23	過去 5 年間 (廿日市警察署管内) の交通違反反則金総額の推移と, 同交通違反件数の推移のうち, 過去 5 年間の交通取締り件数を除くもの	—	不開示 (不存在)
文書 24	交通違反取締りの中での反則金制度の見直し等を検討した資料・課題事項	—	不開示 (不存在)

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
20. 10. 1	・ 諮問を受けた。
20. 11. 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
21. 3. 5	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
21. 3. 12	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。 (審査請求人から意見書の提出はなかった。)
22. 12. 21 (平成 22 年度第 8 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
23. 1. 25 (平成 22 年度第 9 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
23. 2. 23 (平成 22 年度第 10 回第 1 部会)	・ 審査請求人及び実施機関の職員から本件処分 に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
23. 4. 26 (平成 23 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
23. 5. 24 (平成 23 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授